

00105

多里村大字新屋一〇七

八頭郡丹比村大字南五〇

盛田建築事務所

盛田 常吉

出垣 房治

安部村大字日下部三七一

平井 規治

出垣 房治

大村大字鷹狩七七

西川 米藏

西川 米藏

若桜町大字若桜八八

加島 時藏

加島 時藏

郡家町大字郡家二二九

西川 米藏

西川 米藏

下私都村大字大坪

井上 治度

井上 治度

本籍地に同じ

八頭土木建築有限会社

石川 栄治

丹比村大字北山八一

山野 豊美

西川 米藏

東伯郡西郷村大字山根四〇屋敷

馬場崎米三

馬場崎米三

倉吉町大字余戸谷町二九八三ノ二

藤本工務所

藤本 真八

本籍地に同じ

建築小野組

藤本 真八

倉吉町大字新町二丁目二三六二

小野 重春

小野 重春

下北條村大字田井二一〇

河田工務店

河田 勉三

倉吉町大字越殿町一四〇六ノ二六

村岡藤三郎

河田 勉三

倉吉町大字福吉町一丁目二二二

河田 勉三

村岡藤三郎

泊村大字泊七四〇

馬場崎米三

馬場崎米三

本籍地に同じ

明治機械製作所

藤本 真八

倉吉町大字嚴城七九

米沢 美好

米沢 美好

倉吉町大字住吉町二八ノ三

吉田信良

吉田 信良

倉吉町大字新町一丁目二四一二

針本広三郎

針本 広三郎

本籍地に同じ

針本広三郎

針本 広三郎

由良町大字由良宿一一七七

道祖尾建築事務所

道祖尾建築事務所

栗谷町一〇ノ一鳥取赤十字病院構内

道祖尾筆藏

道祖尾筆藏

賀露町一四九〇

吉村 利男

吉村 利男

東品治町一〇四ノ一

岩谷 政春

岩谷 政春

本籍地に同じ

釜田組

釜田 定幸

岩倉三九八

鳥取市東品治町二ノ一

田中 豊

本領町一四

西垣建築事務所

西垣 四郎

00106

鳥取県選挙管理委員会委員長

鳥取県選挙管理委員会委員長
上
の他の團体の收支に關する報告書要旨

二、期間

八頭郡農業協同組合長会
自由党又見之部

鳥取県支部因幡部会

政党、協会その他の
寄附又及び
以上件の千円
内一件五の百
支出の
以上件の千円
内一

公
支
出
者
附
寄
申

(該当なし)

◇昭和二十六年度行政書士試験公告
行政書士法第四條の規定による昭和二十六年度行政書士試験を次の要領により実施する。
昭和二十六年七月十三日

試験科目及び方法
試験は筆記試験とし、左の科目について行う。

一、受驗資格

〔一〕 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）によ
る高等学校を卒業した者、その他同法第五十六条第

(二) 国又は地方公共團体の公務員として行政事務を担

(三) 行政書士法施行細則(昭和二十六年四月、鳥取県規則第二十号)第一條の規定により、前号に掲げる

試験は筆記試験とし、左の科目について行う。

(一) 行政書士の業務に關し必要な法令
(二) 一般常識

(三) 作文

三、試験の期日、場所及び合格者の発表

(一) 試験期日 昭和二十六年八月二十五日午前十時
(二) 場 所 鳥取市（県庁内）

00115

五、受驗願書

- (一) 試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び寫真（出願前一年以内に寫した上半身手札形のもの）を添えて提出すること。

見本
主所

氏名(ふりがな)

私は行政書士試験を受験致したく、別紙履歴書、寫真及び受験資格を有する証書を添えて、お願いします。

年月日

氏

名印

到達するよう差出すこと。（郵送の場合は受驗票の送付先を記した八円切手貼付の封筒を同封のこと。）
その他
その他の疑問の点は、郵便切手（八円）を貼付した封筒を同封して地方課宛照会すること。

昭和二十六年七月十三日印刷
昭和二十六年七月十三日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日可)

卷之三

行鳥縣
所取者
縣鳥取
縣鳥取
鳥市東

町
縣
印
刷
所

別記様式

行政書士試験受験願書

行政書士試験受験願書